

令和6年3月
警 察 庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年1月12日から同年2月10日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行った結果、36件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年1月12日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 36件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	34件
電子メール	2件
郵 送	0件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 大型貨物自動車等の最高速度の引上げ関係

大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車^(注)(車両を牽引^{けん}するものを除く。以下「大型貨物自動車等」という。)が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることに對しては、

○ 車両の性能向上等を踏まえた改正であり、賛成である。

といった御意見や、

○ 90キロメートル毎時への引上げではメリットが少ないため、100キロメートル毎時まで引き上げてはどうか。

といった御意見があった一方、

○ 特定中型貨物自動車を対象に含めることについては賛成であるが、大型貨物自動車を含めることには反対である。

○ 交通事故の発生リスクが高くなることに加え、実際に交通事故が発生した場合の被害が重大化する可能性があるため、引き上げるべきではない。

○ 燃費が悪化し、二酸化炭素排出量が増加する可能性があるため、引き上げるべきではない。

といった御意見がありました。

大型貨物自動車等については、

○ 交通実態調査を実施したほとんどの路線で90キロメートル毎時に近い実勢速度が確認されたこと

○ そうした中でも速度抑制装置をはじめとする安全装置の普及もあり、交通事故件数等が長期間減少傾向にあること

○ 製造事業者によれば、現在の大型貨物自動車等は90キロメートル毎時を前提に設計や走行試験を行っており、燃費規制等にも対応している一方、それよりも高い速度に対応するためには、既存車の改良では不可能であり、新たに開発する必要があること

等を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。

(注) 特定中型貨物自動車とは、車両総重量が8トン以上、最大積載重量が5トン以上又は乗車定員が11人以上の中型自動車のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のものをいう。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 運送業の人手不足を解決するためには、最高速度の引上げよりも先に、まずはトラックドライバーの過酷な労働環境の改善が必要である。
- 大型貨物自動車等の最高速度を引き上げるのであれば、走行車線や追越しに関するルールの遵守、過積載の防止、関係省庁とも連携した取締りの強化等が必要である。
- 普通自動車の法定速度引上げや、一部の一般道路の法定速度引上げを検討してほしい。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。